

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

婦人保護事業は、昭和31(1956)年に制定された売春防止法(昭和31年法律第118号。以下「旧売春防止法」という。)を法的根拠として、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(要保護女子)」の「保護更生」を図る事業として始まりましたが、その後、売春以外の生活困難や家庭環境の問題等のさまざまな課題を抱えた女性への支援が必要となりました。

また、平成13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)が制定されたことにより、DV被害者<sup>1</sup>が婦人保護事業の対象として法定化されるようになったことに加え、その後も人身取引被害者<sup>2</sup>や、ストーカー被害者<sup>3</sup>、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する者、性犯罪・性暴力被害者<sup>4</sup>等についても、婦人保護事業の対象として運用するなど、婦人保護事業は、制定当初の想定を超えて今日に至るまで、現に様々な困難な問題に直面している女性の保護・支援に大きな役割を果たしてきました。

このように、女性たちが直面している問題も多様化し、また、複合的な問題を抱える女性の増加も指摘される中、国においては、旧売春防止法に婦人保護事業の根拠を置くことそのものの制度的限界が指摘され、婦人保護事業の見直しを通じて、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした新たな枠組みを制定することになりました。こうして、令和4年5月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。(以下「困難女性支援法」という。))が議員立法として公布されました。

困難女性支援法の特徴は、女性の保護更生ではなく、女性の福祉、人権の尊重・擁護、そして男女平等をその基本理念としているところです。

この計画は、県と市町村、関係機関、民間団体等が連携して、困難な問題を抱える女性への支援を行っていくにあたり、県が目指す方向性を示すために策定するものです。

<sup>1</sup> DV被害者：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力等の被害者。DV防止法(平成25(2013)年に一部改正し、法律名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改称された。)第1条第2項に規定。

<sup>2</sup> 人身取引被害者：日本に入国した外国人女性が監禁されたり、売春を強要されたりといった人身取引の被害者。女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する犯罪の被害者。平成16(2004)年に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において「人身取引対策行動計画」決定。

<sup>3</sup> ストーカー被害者：恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、恋愛感情等の対象者又はその配偶者等に対し、反復して行う付きまとい等行為の被害者。「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第2条第4項に規定。

<sup>4</sup> 性犯罪・性暴力被害者：同意のない、対等でない、強要された性的な行為による被害者。令和2年6月11日に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議で決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に規定。

## 2 計画における施策の対象者

困難女性支援法第2条に規定される「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」（以下「困難な問題を抱える女性<sup>5</sup>」という。）を対象とします。

困難女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、必要に応じて支援の対象とすることが求められています。

※困難な問題を抱える女性として、例えば次のような状況にある女性が考えられます。

- ・ 経済的な貧困、不安定な雇用形態、教育の機会や就労経験の不足など、経済基盤が脆弱である女性
- ・ 性暴力、DV、セクハラ、パワハラ、虐待、いじめ、差別など、暴力・ハラスメントの被害を受けている女性
- ・ 家族との不和、居場所がない、身近に頼れる人がいないなど、人間関係の問題を抱えたり、孤立している女性
- ・ 様々な障がいや病気、メンタルヘルスの問題を抱えている女性
- ・ 家庭内での育児や家事、介護等のケア役割の負担、進学や仕事での制約など、性別に対する思い込みや偏見の影響を受けている女性
- ・ 予期しない妊娠、出産、中絶、育児、相手との関係性や様々な家庭の状況、就労・経済状況など、多様な支援ニーズを必要としながら、周囲に相談できず支援に繋がっていない女性
- ・ 性的搾取による被害を受けている若年女性（児童である場合や妊産婦を含む。）
- ・ 言葉や文化の違いによる生活や手続き上の困難、就職などの問題を抱えたり、孤立している外国人女性

このような状況にある女性たちは、本人が困難に気づいていなかったり、困難な状況にあることを仕方ないと諦めてしまっていたり、どう改善していいかわからない状況に置かれ、生きる意欲の低下や、自己決定力、自分の人生を主体的に生きる力が弱くなっている場合もあります。また、時間の経過とともに、更に深刻な状況に至っている可能性もあります。

その結果、支援者に助けを求めることが一層難しくなり、抱えている困難が潜在化し、また、困難さから脱することが難しい状況にあります。

---

<sup>5</sup> 困難な問題を抱える女性：国の基本方針には、「性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。」とされている。

### 3 計画の位置づけ

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく基本計画

この計画は、困難女性支援法第8条第1項に基づくとともに、国の示す「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に即した、県の施策の実施に関する基本計画とします。

また、「島根創生計画」、「島根県男女共同参画計画」、「島根県DV対策基本計画」等、県の各種計画との整合を図ります。

### 4 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間内においても、国の基本方針の見直し等により、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。